

目 次

第1章 総 則

1	適用範囲	1
2	排水設備の定義	1
3	排水設備の設置義務	3
4	下水の種類	3
5	排除方式	4
6	東京都指定排水設備工事事業者による施行	6
7	排水設備計画の届出	6
8	設計及び施工	6
9	材料及び器具	7
10	関係法規の遵守	8

第2章 手 続

	排水設備に関する手続一覧	11
--	--------------	----

第1節 排水設備計画届出

1	概要	12
2	届出の方法	14
3	設計図の作成	14
4	設計図の記載要領	15

第2節 公共ます設置申請

1	公共ます設置の申請	34
2	公共ます申請書の記載方法	35

第3節 大量排水の取扱い

	大量排水の取扱い	43
--	----------	----

第3章 屋内排水設備

第1節 一般事項

1	屋内排水設備とは	44
2	設置にあたっての注意事項	44

第2節 名称・設計・施工

1	排水管	46
2	トラップ	48
3	掃除口	54
4	ストレーナー（目皿）	56
5	水洗便所	56
6	阻集器	60
7	間接排水（昭和50年建設省告示第1597号、通称：給排水設備技術基準による）	67
8	通気管	70
9	排水槽（ビルピット）	73
10	ディスポーザ	75

11	除害施設（工場・事業場排水等）〔法第12条〕	77
12	ポンプ施設	78
13	床下集合配管システム	81
第4章 屋外排水設備		
第1節 一般事項		
1	屋外排水設備の定義	82
2	設置にあたっての注意事項	82
第2節 設 計		
	設計の手順	83
1	事前調査	83
2	測量と見取図の作成	85
3	敷地内の排除方式の設定	85
4	配管経路の設定	85
5	排水管の決定	88
6	ます、小型ます及び掃除口の決定	92
第3節 施 工		
1	排水管	105
2	ます	109
3	公共ますとの接続上の注意	112
第4節 雨水貯留浸透施設		
1	雨水貯留浸透施設（抑制施設）	114
2	浸透施設	114
3	貯留施設	124
第5節 その他の施設		
1	浄化槽の処分	125
2	便槽処理	125
第5章 私道排水設備		
第1節 一般事項		
1	私道排水設備の定義	126
2	排除方式	126
3	排水本管の布設方式	126
第2節 設 計		
1	基本事項	127
2	設計の手順	134
3	管、人孔等の決定	140
4	L形側溝及びU形側溝とLU形側溝等の設計	150
第3節 設 計 図		
1	設計図の作成	154
2	平面図、縦断面図の表示方法	159

第4節 施 工

1	準備	164
2	仮設工	164
3	掘削工	165
4	水替工	165
5	遣り方	165
6	基礎工	165
7	管布設工	166
8	管接合工	166
9	管の切断及びせん孔	167
10	埋戻し工	167
11	取付管の施工	168
12	人孔及びますの築造工	169
13	コンクリート工	169
14	舗装工	170
15	その他	171

第6章 指定事業者及び責任技術者のしくみ

第1節 指定事業者

1	指定事業者とは	172
2	指定事業者の指定	172
3	変更等の届出	174
4	指定の取消し又は効力の停止（条例第7条の6）	174

第2節 責任技術者

1	責任技術者とは（条例第7条の7）	175
2	責任技術者の登録	175
3	変更等の届出	176
4	登録の取消し又は効力の停止	176

第3節 指定事業者・責任技術者の申請及び届出様式

1	申請手続等	177
2	問い合わせ先	178